

月例研究会報告・発表要旨

日本言語政策学会の「月例研究会」は、学会員の相互研修、若手研究者の育成、また、当学会の活動内容の一端を学会員以外の方々にも広く知ってもらうことを目的に、2005年1月に設けられました。外部からも講演者の招聘を行うなど、従来の学問領域に留まらず学際的、学科横断的な研究成果あるいは実践報告を交えた知見を、互いに共有し議論するための貴重な場となって今日にいたっています。2006年からは、東京以外の地域（長崎や京都）でも「月例研究会」を開催し、内容の充実に加えて開催場所の拡大にも努めてきています。これまでの「言語政策」の範囲では収まりきらず、日本国内の言語状況のかかえる課題が日々顕在化している今日、この「研究会」のもつ意味を、みなさんの積極的な参加、協力を得ることによって、さらに深化させたいと願っています。

（文責 木村哲也）

おとうさんは死んじゃうんですか？ ——医療の現場から見えてくる通訳の必要性——

沢田 貴志

(2007. 1. 27)

日本の少子化の深刻な状況や、経済のグローバル化の中で、外国籍住民の人口比が増して行くことはもはや後戻りすることはないだろう。しかし、言葉が不自由な外国人への支援策は大きく遅れている。医療通訳がいる医療機関は極めてまれであり、外国籍住民はひとたび病気をすると大きな困難に直面する。私が経験した中でも、結核で肺から出血しているのに胃から血を吐いたと誤解され、胃カメラのみで異常なしとされていた若者や、心臓病で危険な病状の患者を10才の子供が懸命に通訳をしようとしていた事例などもある。幸いいずれも神奈川県に通訳派遣事業に参加している通訳の協力を得て事なきを得たが、こうした医療通訳派遣制度を持っている自治体は極めて稀であり、神奈川県でもどのようにこの制度を継続させるか未だに議論が続いている。欧米諸国では、医療事故や不要な検査、病気の発見の遅れによる財政支出を減らすなどの観点から、制度化が進み通訳の利用を医療機関に義務付けている国もある。

この15年来多くの外国人の診療に携わる中で、人身売買・DV被害がおきやすい社会背景、情報や社会資源の不足から病気や貧困に陥り易い状況などが見えてくる。こうした現状を放置すれば、日本人を含めた労働環境の悪化、女性の人権の軽視、病気による地域社会への影響の拡大といった問題が社会の負担となって行くだろう。

医療通訳の制度化は、外国籍住民の命に関わる基本的な人権の問題であると同時に、公共サービスを効果的に提供し社会の不安定化を防ぐための戦略の問題でもある。医療通訳を含めた公共サービスへの通訳制度の確立は日本の将来のために緊急の課題である。

参考資料：移住連ブックレット「外国人の医療と福祉」外国人医療・生活ネットワーク（発売：現代人文社・大学図書）

（港町診療所）

日本における移住労働者のライフコースを射程に入れた言語政策

春原 憲一郎

(2007. 2. 24)

本発表では、今後あらゆる分野で増加する外国人住民の、誕生から就学、就労、老後までのライフコースを射程に入れたストック政策における言語事業の必要性について述べた。その際、まず言語事業の定義を行い、そこから言語政策を立案し、その上で言語研究及び言語教育の設計へと進むことを提案した。

前提として、けがをしたり、病気になったり、障害をもったり、歳をとったりしても、安心して「普通の暮らし」(「QOL」)ができる社会を建設すること。そのような普通の暮らしができるために、人が声と文字をもつことを保証・保障・補償することを言語事業と定義する。声や文字を持つというのは、基本的人権、基本的欲求が保障され、個人として、社会の構成員として生活や社会環境の変化にかかわることができることを意味する。

次に、言語政策を、人が声や文字を持つための言語環境を構築し、保証する制度構築と定義する。そして言語研究は、声と文字を持つためのことばとはどのようなものか研究する学問分野であり、言語教育は、声や文字を持つための言語学習を支援する事業・営為であると定義した。

更に、能力のちがいによる社会文化的な課題にふれ、障害をもった人たちと、異なる言語圏からきた人たちが共通の課題をかかえていることを確認した。そして「人間の安全保障」の考え方に学びながら、競争的な能力主義を超えた、時間とともに変化する能力の、〈衰弱〉を基盤とした社会づくりについて述べた。

最後に、平和と言語事業について、「すべてのひとびとが自由におこなえるはずのこと、それぞれの言語共同体のなかで多数派をしめるひとびとが当然のように日常おこなっていることを言語が原因となってできず、その結果、基本的な権利が侵害され」(かどや・ひでのり『ことば／権力／差別』三元社 2006:111) ないように保証することが言語事業であり、差別や暴力、破壊や殺戮に抗して、平和を築くためのことばやことばの営みとはどのようなものか研究するのが言語研究、平和を創るためのことばの獲得を支援するのが言語教育、平和であるための言語環境を構築し、保障するのが言語政策であるという、夢と希望について述べた。

(海外技術者研修協会 AOTS 日本語教育センター長 / 立教大学大学院特任教授)

早稲田・墨田産学官連携プロジェクトと夜間中学：生徒・地域・行政 そして日本語教育とどう向き合うか

関本 保孝

(2007. 4. 28)

2006年9月現在、全国の夜間中学校の生徒は、2848名。内訳は、引揚者931名、在日韓国朝鮮人698名、新渡日外国人608名（難民・移民以外541、日系人等48名、難民19名）、日本人611名（青中高年541名、若年48名）であり、年々、新渡日外国人の割合が増加している。

全国には百数十万人の義務教育未終了者がいると言われるが、公立夜間中学校は8都府県に35校しかなく、あまりにも少なすぎる。全国夜間中学校研究会が中心になって日本弁護士連合会に人権救済申立を行い、2006年8月10日に日弁連より国に「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」が提出された。これを機に「いつでも、どこでも、だれでも」学べるよう、ぜひ学習権保障の条件整備をして欲しい。

三宿中学校では、十代から七十代まで、十数カ国の生徒が学んでいる。

日本語学級では中高年齢の非識字に近い生徒に照準をあて、自主教材も作成している。

また、生徒の発表力・表現力を伸ばすため、日本語ワークショップ、日本語スピーチ大会、国際料理交流会、文化・学習発表会、ゲストティーチャー等にも取り組んでいる。

さらに、夜間中学校を地域に開かれたものとするため、年3回の公開授業週間、昭和女子大学との業務提携なども行っている。ゲストティーチャーでは、昼の小中学校の子どもの中で夜間中学の生徒が、様々な国の文化紹介をしたり、子どもたちの勉強できなかった経験を話したりし、子どもたちに大きな感動をあたえている。夜間中学の生徒にとっても昼の子どもたちにとっても、そして地域の共生という点でも大きな意味を持つのではと期待している。

(世田谷区立三宿中学校夜間学級教諭)

古代世界の“白話”運動

笈川 博一

(2007. 5. 26)

書き言葉に比較して話し言葉の変化が激しいことはよく知られている。ましてや、ごく少数の書記たちだけが読み書きできた古代には書き言葉の保守性は非常に高かった。数千年にわたって書かれ続けた古代エジプト語のかなりの部分が基本的には一つの文法で読めるのはそれを示している。しかし、そうした文書の中にも書記たちが日常使っていたであろう“非正規”の口語が混じってしまうことは妨げられなかった。古典エジプト語文学の白眉と言われる“シヌへの物語”にすらその現象が散見される。

しかし、そうした非常に保守的だった古代エジプト語にも転機が訪れた。19、20 王朝にそれまでの中期エジプト語とは一線を画する言語が現れたのである。現在、新エジプト語と呼ばれるこの言語は、はるか後代のコプト語の文法構造に酷似しており、当時実際に使われていた言語を写したものではないかと考えられる。それは“古代の白話運動”とよんでもいい現象である。

この新エジプト語は中期エジプト語の要素を残した文学語と、出来るだけそれを排除した非文学語に別れる。非文学語は行政文書などに使われた。それまでなかった恋愛詩などをも導入して花開いた文学語に対して、非文学語はその性質上、歴史的価値はともかく、無味乾燥なものが多い。しかしその量は膨大なものだ。こうした量の文書を書くためには大量の書記が必要だったにちがいない。それは国家的事業だったろう。私見ではあるが、そのきっかけはアトーン一神教を打ち立てた宗教改革を機にテーベからアマルナに遷都したイクナトンの言語政策であったと考えている。芸術面で新機軸を打ち出したイクナトンがこの言語政策を敢行したのではないだろうか。アトン信仰は彼の死後まもなく捨てられ、彼自身も王の系列から削除されたが、便利で書記を育てやすい言語政策は残ったのだろう。

その性質上、非文学語は残っている文書は一通だけだ。文学語は愛好家による複数の写本が残る例が多い。レバノンに木材買い付けに行った神殿官僚の事後報告書「ウェナモン」は非文学語で書かれており、一通しか残っていない。しかしその内容は“小説”以外のなものでもない。もしかしたら、紀貫之が女に化けて日本語で書いた土佐日記のエジプト版かもしれない。

(杏林大学社会科学部社会科学科)

オーストラリアの法的場面における異文化コミュニケーション

中根 育子

(2007. 9. 22)

移民が人口の30%近くを占めるオーストラリアでは、英語非母語話者と母語話者の接触が日常的に行われている。警察や法廷など法的場面においては、被疑者や証人、被告人にとって英語が第二言語であっても、通訳を介さずにコミュニケーションが行われる場合がある。

法的場面においては、特殊な職業語、文体などの使用が頻繁に見られ、組織内、組織外の話者間で誤解、理解不足などの問題が起こりやすいと言われており、非母語話者にとっては、不当、不公平な捜査、裁判に繋がる可能性が高くなると言える。

先住民アボリジニは、総人口の2.3%であるにもかかわらず、受刑率が非先住民の11倍にも上っている。多くのアボリジニは、「アボリジニ英語」を第二言語として法廷や取り調べ中に使う場合が多い。この英語は標準オーストラリア英語とは様々な面で異なっているが、法律専門家の間では、これを「欠陥のある英語であるが、比較的単純な標準オーストラリア英語を使えば意思疎通が可能のため法的プロセス上問題はない」という認識がある。これに対しアボリジニ言語の研究者は文型、人称代名詞から非言語コミュニケーション、またコミュニティーの規範に渡り、異文化間の誤解に繋がる要素を指摘することにより、法的場面のコミュニケーションを向上させる働きかけを法の分野に対して行っている。

一方、移民の英語非母語話者に対しては、通訳者の必要性についての判断が問題となるケースがある。移民として日常生活に支障なく英語でコミュニケーションを行う能力があっても、法的場面では、正確に言語を理解しないと深刻な結果を招く原因になったり、自分の意志に反して不利な証言をしたりすることになりかねない。そこで、言語学者と協同し、権利の告知などを第二言語使用者にも分かりやすい文体、語彙を使ったものに改訂する動きなどが行われている。

司法通訳に関しては、全国レベルで認定を受けている通訳人が依頼される制度ができているが、司法通訳という特定の分野でのトレーニングはまだ始まって日が浅く、様々な問題が指摘されている。また、需要と供給の面では、近年はアフリカからの難民が増加し、少数言語などに対応するために努力が行われている。

法言語学の視点からの今後の課題としては、先住民の英語や異文化に対する法律専門家の意識改革、わかりやすい言語使用への動き、司法通訳の専門的トレーニング、通訳の労

働条件の向上、そして法言語学の研究をより多くの場面、言語に広げていくことなどが挙げられる。

(メルボルン大学アジア研究所)

紙芝居口演の現場から「マンガの読み取り能力」の深度を測る

牧野 圭一

(2007. 10 27)

マンガは通常、印刷媒体を通して読者に供されることから、マンガ作者が直接作品への反応を知る機会は少ない。出版物の販売数から、その人気度が測られることが多い。目の前にあるものが単純に「分かった」と思う範囲と、作家の作画時の心理にまで踏み込んで「分かる」場合の状況を比較した。京都国際マンガミュージアムは開館して以来一年近くが経過し、20万人を超える入場者を得た。

その館内、人気スポットである紙芝居口演でも3万人以上の鑑賞者を数えた。この口演現場を度々訪れ、長時間の観察を繰り返す中で、カウントダウン方式で見せる「サイレント・四齣漫画」に注目。単純な絵の思いがけない展開に、三歳児から高齢者までが、性別、国籍を超えて拍手し、大きな笑い声で反応する。マンガ教室など、他の事例も踏まえ、マンガの『読み取り能力の深度』を考えた。

30年前、漫画家、研究者など専門家でなくては読み取れないとの設定で描いた作品が、紙芝居というパフォーマンスの中で、三歳児と高齢者に、同時に理解されるという現場感覚。数字的なデータで示すのではなく、漫画実作者の視点から、作品事例を示して解説した。

日本マンガの世界的認知度に対する状況説明を、マスコミ担当者や研究者から繰り返し要求されているが、線描きを中心とした齣割りや作画の中に、限りなく絵文字に近い性格のあることを指摘している。

「饒舌な象形文字」という位置付けであるが、養老孟司氏が、これも繰り返し指摘する「マンガはルビのある漢字」とする切り口と軌を一にする主張である。「川」「木」「山」のような象形文字からもっと字画の多い「魚」「馬」「薔薇」に至るまで、単なる記号ではない日本人読者の読み取り能力が、マンガ・アニメを世界が注目する優れた伝達手段の域に押し上げている。マンガ職人としての現場からの「体感」と、大学研究現場に身を置いての「本音」とを合わせ、実感をお伝えした。

(京都精華大学マンガ文化研究センター長)

手話と手真似とろう教育

野呂 一

(2007. 12. 15)

「手話」は、かつて「手真似」と呼ばれていた。「手話法」は戦前、「視話法」（いまの口話法）に対する教育用語として使われる程度のものであった。昭和40年代になって『わたしたちの手話』の創刊や厚生省手話奉仕員養成事業等の開始に伴って「手話」の言葉が広く使われるようになったものである。

日本のろう教育は、明治11年に京都盲啞院、明治13年に楽善会訓盲院（東京）の開校によって幕を開けた。明治36年の文部省調査では、官立と公立が1校ずつ、私立が12校あり、597人のろう児が学んでいたという。（就学率は2パーセント弱）

現存する『聾啞教授手話法』（明治42年再版）には545語の手話単語と解説が収録されており、当時の手話をうかがい知ることができる。一方、私立浜松聾啞学校では昭和20年まで、東京聾啞学校の卒業生教師が中心となって教育していた。その2つの史実を照らし合わせて考察すると、明治後期、東京聾啞学校ではすでに手話による教育法が確立していたことがわかる。

明治初期、「書き言葉」は少数エリートしか持ち得ないものであったため、読み書きできるろう者は聴者と対等に渡り合うことができた。横尾義智という村長になった優れたろう者もいた。ところが「国語」教科が明治33年に開始されるやいなや、ろう教育に重大な影響を与え「口話法」への転換のきっかけとなった。小学校を退職して聾啞学校の校長に赴任した人が増えたことも、話し言葉の重視、手話抑制の動きに拍車をかけた。

すなわち日本の「口話法」とは、ろう者を、日本語をきちんと話し、社会に適応できる国民に仕立てるための、国民国家の産物であったのである。

昭和に入り雪崩を打つように口話法が広まっていく中で、函館盲啞院の佐藤在寛などのように「聾啞者は少数であり、正常者は多数なるが故に、とて聾啞者を圧倒し正常者の語言を強要せんとする功利的根拠に疑あり」として口話法を牽制しようとする動きがあったことは再注目してよいだろう。

（中野区役所職員・ろう歴史研究家）